

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

可視化時代に向けての刑事弁護ノウハウ第4回

取調べの可視化実現大阪本部

1 可視化時代の供述

前回までの連載では、一部自白事件等の例外を除いて、捜査の初期段階における弁護人のアドバイスとしては、事案の状況や被疑者の記憶の確定作業が十分に行えるまでは、取調べに対して黙秘するという態度が基本であることを論じた。

さらに加えれば、可視化時代における取調べにおいても、特に否認事件（一部否認や、犯情に争いがある事件を含む）では、捜査段階で黙秘を貫くということは当然に選択される。敢えて言えば、上記事案の状況や、特に捜査機関の手持ち証拠が判然としない捜査段階においては、黙秘が原則であると言って良いであろう。理想を言えば、当初から詳細で、かつ一貫し、さらに客観的事実と整合する供述ができるのであれば、供述を選択することになる。しかしながら、捜査段階において、そのような供述を行うことには困難が伴う。しかも、供述を行った場合、たとえそれが調書化されなかったとしても、録画され、記録されている以上、一貫していなければその供述の信用性は維持できない。そうであるならば、捜査段階において黙秘を貫く、乃至は、決してぶれないシンプルな骨格だけを供述し、その他は黙秘を続けるということが基本に据えられるのである。

もっとも、事案によっては、このような戦略を採ることが適切でない場合もありうる。そこで、今回は、個別の事案ごとに、敢えて供述を選択すべき場合についてさらに検討したい。

2 自認事件の場合

被疑者の言い分を前提にして、事件そのものや犯情、その他情状も含めて、被疑事実を争わないことが明らかな事件の場合、初期の段階から供述を行い、真摯に反省している様子をしっかりと記録することが有用な場合があることは

否定できない。このような事件では、録画されている取調べにおいて、しっかりと反省の意を含めた供述を誠実にを行うよう被疑者にアドバイスを行うことがありうる。ただし、その見極めには慎重さが求められる。当初被疑事実を争わないと被疑者が言っていたとしても、追起訴はないか、また犯情面で捜査機関の見込みと被疑者の言い分が異ならないかなどを十分に聴取し、その上で問題がないと判断できれば、上記のような供述を選択することとなるであろう。

3 否認事件その1(単独事件の場合)

否認事件のうち、共犯者がいない単独犯の事件の場合、被疑者が黙秘をせず、供述すべき場合として考えられる典型例は、逮捕直後の混乱期に、被疑者が勘違いや捜査官の誘導などによって不利益供述を既にしてしまった場合である。

この場合、できるだけ早期に従前の不利益供述を修正し、正しく弁解する供述を行う必要がある。可視化された取調べの中で、挽回を目指すための供述、すなわち「リカバリーショット」としての供述を行うのである。

従前の非可視化型取調べでは、このような「リカバリーショット」供述を行っても、捜査官がそれを調書化しないことが通常であった。しかし、可視化型取調べにおいては、録画されている取調べの中で、たとえ捜査官から聞かれなくても、また制止されても、自分の言い分をしっかりと述べれば、それが証拠化される。無論、捜査段階であり、弁護人が把握できる証拠や事実には限界がある。しかし、それでも被疑者の混乱に乗じて作成された不利益供述について、捜査段階で可能な限り修正を行っておくことが肝要である。そうすれば、公判において従前の不利益供述が記載された調書を検察官が取調べ請求をし、弁護人が不同意意見を述べ、検察官が調書を刑法322条で請求してきた場合（若しくは録画記録媒体の不利益供述を実質証拠として請

求してきた場合)、弁護人はリカバリーショットを供述した取調べについてのDVDを、補助(弾劾)証拠として請求することにより、従前の不利益供述の効果を減殺することができる(実質証拠としての請求もありうる)。

なお、このような供述を被疑者にアドバイスする場合には、必ず接見室において、実際の取調べを予想して、被疑者とシミュレーションを行うべきである。ただアドバイスをしただけでは、被疑者がそれに従って供述できるとは限らない。当該アドバイスをしっかり理解できているか、また、実際にそのとおり供述できるかをチェックするためにも、弁護人が取調官の役を演じて、被疑者と模擬取調べを行うことが有用である。

4 否認事件その2(共犯事件の場合)

共犯事件の場合、さらに困難な問題が生じる。

例えば、主犯的立場か従犯的立場かによって量刑に差が出るようなケースでは、共犯者よりも先に供述をすることで、事案における自己の役割や立場を率先して明確化できる場合があり得る。このような場合、共犯者との利害対立の有無、内容、程度、相弁護人との弁護の方針すりあわせの可否、被疑者のそもそもの立場、弁解の内容、その確実性、被疑者の心理や性格などについて、メリット・デメリットを検討し、供述をするか否か、そして、どのような供述をするかを選択することになる。

なお、このような場合も含め、被疑者の言い分を早期に記録化しておく必要があるとき、弁護人が被疑者の言い分を聞き取って供述調書を作成することは、可視化時代においても有効な手段であることは変わらない。ただ、可視化時代において、リアルタイムな供述が映像で残されることのインパクトは考慮に入れなければならない。特に裁判員裁判対象事件の場合、弁護人作成の調書よりも、裁判員が直接目にする映像記録の方が、被疑者の弁解の迫真性や説得力をより強く感じることは大いにあり得る。したがって、弁護人の調書を作成すると同時に、録画されている取調べで、被疑者の言い分を端的に語らせることはやはり重要となる。

5 供述弱者の場合

知的障がい者、少年、外国人など、所謂「供述弱者」である被疑者においては、たとえ弁護人が黙秘のアドバイ

スをして、なお被疑者が供述し、結果、意に反した調書が作成されることがあり得る。

しかし、このような場合でも、全過程が録画されている可視化時代の取調べであれば、その供述経過の全てが記録として残ることになる。そこで、公判段階において、当該取調べDVDを精査し、意に沿わない供述調書や客観的事実と異なる供述調書が作成されるに至った経緯を見出すことで、挽回することが可能である。そのような調書が作成される過程においては、供述弱者に対し、その弱さにつけ込んだ誘導や誤導などの取調べがなされている可能性が高いからである。したがって、その点について、取調べDVDをつぶさに検討することにより、供述の任意性や信用性を争うことが可能となる。

6 公判段階におけるDVDの利用

最後に、可視化時代の公判段階での弁護活動についても触れておく。

供述調書であれ、DVDであれ、被疑者・被告人の虚偽自白・不利益供述が存在する場合、なぜそのような供述がなされるに至ったか、その「足跡」を見つけ出すことが重要である。供述調書だけであれば、その「足跡」を見つけ出すことは時として困難を伴う。しかしながら、可視化時代においては、取調べ全過程が録画されるのであり、当然供述経過が全て事後的に検証可能となる。そこで、たとえ虚偽自白に至ったとしても、その過程でどのような取調べがなされていたか、不当な誘導や誤導、その他違法な取調べがなかったかをチェックできる。この観点から取調べDVDをつぶさにチェックし、場合によっては反訳を行うなどして、虚偽自白に至る「足跡」を見つけ出すことが必要不可欠の弁護活動となる。

そして、公判において虚偽自白や被告人の意に反する不利益供述が記載された調書が刑事訴訟法322条書面として請求されてきたときには、当該「足跡」が残されていた取調べDVDを、調書の任意性・信用性を争うために、弁護側から取調べ請求を行う。

また、そうでなくても、被告人の言い分や弁解の一貫性を立証するために、取調べDVDを実質証拠として取調べ請求するような場面も想定される。